別添１

ガソリンが混入した灯油の販売事案について

１　発生日時

平成 30 年 12 月 7 日（金）15 時 30 分頃

２　発生場所

三重県津市内の営業用給油取扱所

３　概要

移動タンク貯蔵所の運転手（危険物取扱者）が当該営業用給油取扱所に灯油とガソリンを同時に荷卸しする際、移動タンク貯蔵所の弁（荷卸し配管に設置されている中間バルブ）の閉鎖が不完全であったため、灯油にガソリンが混入したもの。移動タンク貯蔵所の運転手は、灯油にガソリンが混入したことを認識していたが、給油取扱所にこの事実を報告せず、帰社した。

また、給油取扱所の従業員（危険物取扱者）は、当該荷卸し作業において必要な立会いを行っていなかった。

給油取扱所では、ガソリンの混入した灯油を 12 月 7 日から 12 月 9 日までの間に 86 件（2,387Ｌ）販売したが、12 月 9 日 16 時半頃、従業員が灯油とガソリンの混入を発見し、自主的に営業を停止、消防機関へ灯油へのガソリンの混入を報告した。販売されたガソリンの混入灯油は 12 月 14 日までに全量の回収を完了した。

４　消防本部の広報対応

給油取扱所から報告を受けた消防本部は、関係機関へ情報提供をするとともに、防災行政無線、消防車両の巡回及びホームページ等を活用し広報活動を実施した。